

「市長と語ろう会」開催要領

(趣旨)

第1条 市長が直接市民の皆さんと懇談することによって、市民の皆さんと行政の相互理解を一層深め、市民参加のまちづくりを積極的に進めることを目的に、市長と語ろう会（以下「語ろう会」）を開催する。

(対象)

第2条 申し込みのあった市内の団体及びグループ（中学生以上）で10～20人程度とする。ただし、特定の政党、宗教または営利を目的とした団体等を除く。
2 母体が同じ団体及びグループの開催は2年に1度までとする。

(実施方法)

第3条 申し込み団体及びグループが会場と懇談のテーマを設定し、市長が出向いて懇談する。
2 会場利用等にかかわる費用一切は申し込み団体及びグループが負担する。
3 申し込みの受付は事務局とし、日時は調整するものとする。
4 開催日時は開庁日の午前9時から午後9時とする。
5 月2回程度の開催を目安とし、前々月の末日までに申し込みのあった団体の中から公聴広報委員会で決定する。
6 懇親会等、飲食を伴う会が同時に予定されている申し込みは受け付けないものとする。

(出席者)

第4条 市側からの出席者は、市長及び事務局職員とする。また、内容により必要に応じて当該担当職員も出席する。

(事務局)

第5条 事務局は、政策統括監秘書課内に置く。

(広報)

第6条 語ろう会の周知は、広報紙、市ホームページ等を通じて行う。

(その他)

第7条 要領に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則

1 この要領は公布の日から施行する。